

第Ⅲ部

事業計画

ここでは「第Ⅱ部」の基本目標を踏まえ、国の「子ども・子育て支援事業計画」の必須項目や任意項目等を基本に、具体的な取組について整理しました。

1. 子育てと仕事の両立支援及び子育て家庭支援のための具体的な取組

「子育て家庭への支援の充実」や「子育てと仕事の両立支援」に関連する「教育・保育施設の充実」及び「地域子ども・子育て支援事業」の具体的な取組について整理しました。

(1) 教育・保育提供区域の設定

- 「量の見込み」、「確保方策」を設定する単位として、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件」、「現在の教育・保育の利用状況」、「教育・保育を提供するための施設の整備の状況」等をニーズ調査結果や幼稚園・保育所等の施設の実態等から総合的に勘案し、「保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域」（以下「教育・保育提供区域」）を定めることになっています。
- 具体的には、以下の視点で区域設定を考えていきます。
 - 視点① 保護者や子どもが利用しやすい範囲であるか
各事業の特性や地域の特性に応じて、保護者や子どもが利用しやすい範囲を設定する必要があります。
 - 視点② 事業量を適切に見込み、確保できる単位であるか
- 人口推計やニーズ調査等から適切に必要な事業量を見込むとともに、需要に基づき、既存施設の活用を踏まえ、供給体制を確保しやすい範囲であることも重要です。
- 本市では「市全域」を教育・保育提供区域とします。
- 地域子ども・子育て支援事業については、各事業の性格から利用者のニーズが異なるため、区域の設定に当たっては、広域性、地域性を加味する必要があり、この点を踏まえ「市全域」を提供区域とします。
- 放課後児童健全育成事業については、提供区域を原則「小学校区」とする。ただし、諸事情により提供区域の調整が必要な場合はこのかぎりでない。

■地域子ども・子育て支援事業別区域設定■

事業区分	区域設定	考え方
地域子育て支援拠点事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
ファミリー・サポート・センター事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
一時預かり事業	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
時間外保育事業 (延長保育)	市全域	通常利用する教育・保育施設等での利用が想定されるため、教育・保育提供の基本型である「市全域」とする。
病児・病後児保育事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	小学校区	放課後に実施するという事業特性や施設の設置状況を踏まえ、提供区域は原則「小学校区」とする。ただし、諸事情により提供区域の調整が必要な場合はこのかぎりでない。
妊婦健康診査	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
養育支援訪問事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
子育て短期支援事業	市全域	利用実態や供給体制の状況を踏まえ、市内全域とする。
利用者支援事業	市全域	相談支援、情報提供という事業特性を踏まえ、市内全域とする。
実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	事業特性を踏まえ、市内全域とする。
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	新規事業のため、今後の国の審議状況を踏まえて検討する。

(2) 教育・保育提供体制の確保

①教育・保育施設の充実（需要量及び確保の方策）

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」についてニーズ調査結果をもとに、安来市に居住する子どもの「認定こども園」「幼稚園」「保育所」「認可外保育施設」等の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定しました。

教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設(※1)及び地域型保育事業(※2)による確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定しました。

1) 年齢の設定

年齢の設定は、以下のように設定します。

教育・保育施設及び地域型保育事業			算出対象 児童年齢
1号認定	(認定こども園及び幼稚園)	<専業主婦(夫)家庭、就労時間短家庭>	3～5歳
2号認定①	(幼稚園)	<共働きであるが、幼稚園の利用を希望している家庭>	3～5歳
2号認定②	(認定こども園及び保育所)	<共働き家庭>	3～5歳
3号認定	(認定こども園及び保育所＋地域型保育事業)	<共働き家庭>	0～2歳

2) 需要量と確保の方策

平成 27 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		132 人	73 人	663 人	396 人	185 人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	270 人	149 人	755 人	400 人	190 人
	地域型保育事業※2					
	合計②	270 人	149 人	755 人	400 人	190 人
②－①＝		138 人	76 人	92 人	4 人	5 人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 28 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		127 人	70 人	639 人	396 人	185 人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	270 人	149 人	755 人	400 人	190 人
	地域型保育事業※2					
	合計②	270 人	149 人	755 人	400 人	190 人
②－①＝		143 人	79 人	116 人	4 人	5 人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 29 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		117 人	65 人	590 人	396 人	185 人
確保 方策 (提供 量)	特定教育・保育施設※1	270 人	149 人	755 人	400 人	190 人
	地域型保育事業※2					
	合計②	270 人	149 人	755 人	400 人	190 人
②－①＝		153 人	84 人	165 人	4 人	5 人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 30 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		117 人	65 人	591 人	396 人	185 人
確保 方策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※1	270 人	149 人	755 人	400 人	190 人
	地域型保育事業※2					
	合計②	270 人	149 人	755 人	400 人	190 人
②－①＝		153 人	84 人	164 人	4 人	5 人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

平成 31 年度

市全域		1号認定	2号認定		3号認定	
		3歳以上 教育希望	①3歳以上 教育希望	②3歳以上 保育必要	1～2歳 保育必要	0歳 保育必要
見込量合計①		117 人	65 人	591 人	396 人	185 人
確保 方策 (提 供 量)	特定教育・保育施設※1	270 人	149 人	755 人	400 人	190 人
	地域型保育事業※2					
	合計②	270 人	149 人	755 人	400 人	190 人
②－①＝		153 人	84 人	164 人	4 人	5 人

※1 幼稚園、保育所、認定こども園

※2 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育施設

②教育・保育施設の一体的提供の推進

認定こども園は、幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等に係らず柔軟に子どもを受け入れられる施設です。

認定こども園の円滑な整備を促進するため、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿った適切な利用が可能となるよう、認定こども園の移行に必要な施設整備や職員配置基準等が整った施設から、順次、認定こども園への移行を図ります。

認定こども園への移行の際には施設の状況や地域性、スムーズな就学移行に配慮した配置を行います。

併せて、児童福祉と学校教育の両面から、子ども一人ひとりへのきめ細かな発育を支援します。

③教育・保育の質の向上

ニーズ調査結果等から、幼児期の教育へのニーズが高まっており、幼稚園教諭、保育士と小学校教員が連携し、子ども一人ひとりにとって最善の利益となることを目指し、幼・保・小の連携を強化します。

小学校へ入学した１年生が授業や集団行動に適応できない・なじめない状態にならずに小学校生活への滑らかな接続ができるよう幼稚園における幼児教育・保育所における保育の段階からいわゆる「小１プロブレム」への取り組みを進めていきます。

子どもの「行動の特徴」「具体的な興味や関心」「遊びの傾向」「社会性の育ち」「内面的な育ち」「健康状態」「発達援助の内容」等、子ども一人ひとりの様子を小学校に伝える方法を検討し、教員が子どもの特性を適切に把握し、教育に生かすことができるシステムの構築を図ります。

④産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

本市においては、小学校就学前児童の保護者が、産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に認定こども園、幼稚園、保育所を利用できるよう、産前・産後休業、育児休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等を行うとともに、ニーズ調査結果を受けて設定した教育・保育の量の見込みを踏まえ、計画的に認定こども園、幼稚園、保育所の整備を行っていきます。

とくに、現在、０歳児の子ども保護者が、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、取得中の育児休業を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業満了時（原則一歳到達時）からの認定こども園、幼稚園、保育所等の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるよう環境整備について検討します。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の充実

①地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策と施策の方向

教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。

ニーズ調査等をもとに、安来市に居住する子どもの現在の「地域子ども・子育て支援事業(※3)」の「現在の利用状況」＋「利用希望」を踏まえて設定します。

※3 放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、病児保育事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業、延長保育事業等

設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)」を設定します。

そして、地域子ども・子育て支援事業の質の向上を図るための13事業の基本的な施策の方向を示します。

1) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

事業概要

保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談や園庭開放等を行う。

対象年齢

0歳児～2歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①量の見込み	607人日	607人日	607人日	607人日	607人日
②確保方策	607人日	607人日	607人日	607人日	607人日
②－①＝	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

施策の方向

少子化や就労形態の多様化に対応し、いつでも気軽に相談ができるような体制づくりや自主的な子育てサークルの育成と活動の支援のほか、幼児期における子どもの心身の健やかな発達を促進するため、関係課との連携による親子のふれあいの場の創出に努めます。

2) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター)

事業概要

子どもの預かり等の援助を受けたいものと援助を行いたいものを会員として相互援助活動に関する連絡、調整を行う。

対象年齢

0歳児から18歳、ただし事業計画に掲載する対象は1年生から6年生とする。

単位

人日/週

需要量と確保の方策(小学生)

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日
②確保方策	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日	15 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
②確保方策	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日	10 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
合計	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	25 人日	25 人日	25 人日	25 人日	25 人日
②確保方策	25 人日	25 人日	25 人日	25 人日	25 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

施策の方向

ファミリー・サポート・センターの継続的なPRを行うとともに、相互援助活動が安全にスムーズに行えるように、入会時の指導や確認を徹底するとともに、併せて、援助会員のレベルアップのための研修の充実等を図ります。

併せて、病児・病後児保育事業への取組についても検討します。

3)-1 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 1号認定

事業概要

保育認定を受けない子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,478 人日	2,387 人日	2,205 人日	2,207 人日	2,207 人日
②確保方策	2,478 人日	2,387 人日	2,205 人日	2,207 人日	2,207 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

3)-2 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育） 2号認定で幼稚園希望

事業概要

保育認定を受けて幼稚園等を利用している子どもの通常の利用時間以外に認定こども園や幼稚園で保育を行う。

対象年齢

3歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	19,000 人日	18,303 人日	16,908 人日	16,928 人日	16,928 人日
②確保方策	19,000 人日	18,303 人日	16,908 人日	16,928 人日	16,928 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

3)-3 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育以外）

事業概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった保育認定を受けない子どもに主に昼間において保育所等で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	2,506 人日	2,506 人日	2,506 人日	2,506 人日	2,506 人日
②確保方策	2,506 人日	2,506 人日	2,506 人日	2,506 人日	2,506 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

施策の方向

本計画においての「一時預かり」事業としては、「幼稚園における在園児を対象としたもの（1号認定者）」、「2号認定に対する定期的なもの」及び「それ以外（保育園における預かり保育）」の3つの形態での量の確保方策が求められていますが、今後とも継続して保育が必要な保護者や緊急時での預かりを必要とする保護者が増加することが予想され、量の確保とともに、預かり時間中での安心・安全の確保のための人材や設備等の充実を図ります。

4) 時間外保育事業（延長保育）**事業概要**

保育認定を受けた子どもの通常の利用日及び利用時間以外に認定こども園や保育所等で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

単位

人/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	606 人	593 人	569 人	569 人	569 人
②確保方策	610 人	610 人	610 人	610 人	610 人
②－①＝	4 人	17 人	41 人	41 人	41 人

施策の方向

保護者の就業形態の多様化に伴い、今後ともニーズが高くなることが予想されることから、さらなる時間延長の可能性、設備等整備や人材の確保等についての課題整理を通して、課題解決に向けた具体的な取組について事業者等との調整を図ります。

5) 病児・病後児保育事業

事業概要

急な病気や病気からの回復期などで、集団保育が困難な子どもを一時的に医療機関等で保育を行う。

対象年齢

0歳児～5歳児

1年生～6年生（ファミリー・サポート・センター事業において実施）

単位

人日/年間

需要量と確保の方策

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	404 人日	396 人日	377 人日	380 人日	380 人日
②確保方策	520 人日	520 人日	520 人日	520 人日	520 人日
②－①＝	116 人日	124 人日	143 人日	140 人日	140 人日

施策の方向

病気による突発的・単発的な保育ニーズである本事業は、保護者からのニーズが高い事業ではあるものの、時期的に利用度の差が大きく、人材確保など費用対効果の観点から事業を実施する施設等の増設は難しい状況ですが、ニーズには対応できるよう計画し、事業の周知について積極的に行ない、子育て家庭を支援していきます。

また、ファミリー・サポート・センター事業の利活用のあり方についても検討します。

一方、このような子どもの病気時での対応がスムーズに図れるよう、保護者が子どもの看護のために休暇を取得できる環境づくりを企業等への要請や取組のあり方について検討します。

6) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

事業概要

保護者の就労や疾病等の理由で、放課後に家庭で保護することができない小学生の保育を行う。

対象年齢

1年生～6年生

単位

人/年間

需要量と確保の方策

低学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	312 人	303 人	311 人	296 人	285 人
②確保方策	261 人	266 人	278 人	282 人	285 人
②－①＝	△51 人	△37 人	△33 人	△14 人	0 人
高学年	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	147 人	142 人	138 人	135 人	131 人
②確保方策	59 人	84 人	109 人	124 人	131 人
②－①＝	△88 人	△58 人	△29 人	△11 人	0 人
合 計	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	459 人	445 人	449 人	431 人	416 人
②確保方策	320 人	350 人	387 人	406 人	416 人
②－①＝	△ 139 人	△ 95 人	△ 62 人	△ 25 人	0 人

施策の方向

事業実施にあたっては、引き続き子どもの健全育成を図る活動拠点である交流センターや学校等とも連携し、放課後や週末等における子どもの安全かつ安心な居場所づくりを推進します。

とくに、特別な支援を要する子どもたちの受け皿づくりのための設備等の環境整備のほか、専門的な知識や技能を有する人材の確保等を検討します。

放課後児童クラブが設置されていない小学校区については既存のクラブを活用するなど、市内の児童誰もがこの事業を利用できる方策を検討します。

また、放課後児童クラブ間のネットワーク強化を図っていきます。

なお、地域住民の参画を得て、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを行う放課後子ども教室については、希望する学校区を調査、把握し、実施に向けて計画的な整備を推進していきます。

今後は総合的な放課後対策として「放課後子ども総合プラン」の推進について取り組んでいきます。

※放課後子ども総合プランとは

すべての児童が放課後等を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の計画的な整備等を進めることを目的に、国において策定された方針。

7) 妊婦健康診査

事業概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、「健康状態の把握」

「検査計測」「保健指導」を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する。

対象年齢

妊婦

単位

回

需要量と確保の方策

回数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3,738 回	3,738 回	3,738 回	3,738 回	3,738 回
②確保方策	3,738 回	3,738 回	3,738 回	3,738 回	3,738 回
②－①＝	0 回	0 回	0 回	0 回	0 回

施策の方向

妊婦健康診査については、今後とも母子保健の観点からもっとも重要な事業であり、継続して取り組んでいきます。

併せて、本事業をはじめとした母子保健施策については、妊娠・出産期からの切れ目のない支援という観点から、母子保健に関する知識の普及、妊産婦等への保健指導など幅広い取組を推進していきます。

8) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う。

対象年齢

0歳児

単位

人/年

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	267 人	267 人	267 人	267 人	267 人
②確保方策	267 人	267 人	267 人	267 人	267 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

施策の方向

乳児家庭にとって重要な事業であることから、今後とも子育てに関する情報提供や養育環境等の把握に継続的に取り組んでいきます。

9) 養育支援訪問事業

事業概要

養育支援が必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保する。

対象年齢

—

単位

人(支援対象人数)

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
②確保方策	70 人	70 人	70 人	70 人	70 人
②－①＝	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

施策の方向

養育支援の必要な家庭・保護者にとっては重要な事業であり、今後とも、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を継続的に取り組むとともに、「要保護児童対策協議会」の機能強化を図るための取組に対する支援を行う「その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業」の充実も併せて行います。

10) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

事業概要

保護者の病気や出張、冠婚葬祭などにより、家庭において子どもを養育することが一時的に困難になった場合、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行う。

対象年齢

0歳児～18歳児

単位

人(支援対象人数)/日

需要量と確保の方策

人数	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
①量の見込み	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
②確保方策	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日	3 人日
②－①＝	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

施策の方向

保護者の利用目的に対応する有効な支援サービスとして充実を図るとともに、今後も、増加が予想される緊急一時利用やDVにより経済的に困窮している保護者への対応を図ります。

11) 利用者支援事業(新規事業)

事業概要

子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

需要量と確保の方策

市全域を対象として1箇所設置する。

施策の方向

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規事業)

事業概要

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する経費及び行事への参加に要する費用等の助成を行う。

需要量と確保の方策

目標値は設定しない。

施策の方向

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規事業)

事業概要

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する。

需要量と確保の方策

目標値は設定しない。

施策の方向

国の指針等に基づき、取り組んでいきます。

2. すこやかに生み育てる環境づくり(すこやか親子 21)

(1) 親子の健康の確保

安心して出産し、子育てに臨んでいくためには、安定した妊娠期の生活が必要です。そのために必要な情報発信や、若年・高齢妊婦や不安感のある妊婦とその家族へ家庭訪問等を通じて支援を行います。

また、すこやかな子どもの成長にむけて、乳幼児家庭訪問や健診等を継続して実施します。特に基本的な生活習慣を身に着けていく大切な時期として健康教育等を充実していきます。あわせて地域の関係団体等と連携して子どもの健康づくり、子育て支援に努めます。

(2) 食育の推進

成長段階に応じた適切な食の提供と食への関心を高め、子どもの心身の健康づくりにつなげていきます。特に乳幼児期からの適切な食習慣づくりにむけて、離乳食教室等を通じ家族への啓発を図ります。また、保育所(園)・幼稚園での、菜園活動やクッキング、各種行事で子どもたちに食への関心を高めるよう働きかけ、親へも食育について啓発を行います。そして学校での授業や給食の時間等を活用し子どもたちの食に関する理解を深め、適切な食事が選択できる力や食に関する家庭や地域等のかかわりについても学習を深めるように努めます。

歯科においても、成長過程に応じた歯科教育と家庭、保育所(園)、幼稚園、学校、地域でフッ化物の利用等歯を守るための活動を推進します。

推進にあたっては、食育推進計画をもとに関係機関・団体と連携を図り取り組みます。

(3) 思春期の保健対策

次世代の健康を支えていくために、今の子どもたち自らが、心身に関心を持ち、将来を生きるための健康の維持向上に取り組めるよう関係機関と連携し啓発、教育を行います。具体的には学校、地域での基本的な生活習慣づくりや喫煙・飲酒等の予防教育と家庭への情報発信を行います。

また将来を見据え、親となる子どもたちへ命を育む視点も取り入れ生と性を育む保健教育の充実を図ります。

あわせてさまざまな悩みを抱えている思春期の子どもたちへの相談・支援体制の充実が必要です。これまでの関係部署、機関との関係性をいかし、早期からの支援を図ります。

3. 子どもの健全育成のための教育環境の整備

(1) 学校における教育環境の整備

少人数指導や習熟度別学習など指導方法の工夫改善を行い、一人ひとりに応じたきめ細かな指導・支援体制の充実を図ります。

そのため、指導方法についての研修に努めるとともに、学力調査の結果を各校において分析し、それを踏まえた指導の重点化を図っていきます。

併せて、学習集団としての学級づくりにも努めます。

また、子どもの豊かな人間性を育てていくため、学校と地域が連携・協力して、ふるさと教育や自然体験活動、芸術・文化体験活動などを推進します。

そのため、学社連携、融合の意義や効果について理解を深め、双方向の連携ができるよう、学校・地域へ働きかけるとともに、学社融合にあたり、教育委員、社会教育委員、交流センター連絡協議会の連携強化を図ります。

さらに、子どもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣、意欲および能力を育成するため、学校におけるスポーツ環境の充実を図ります。

そのため、スポーツ指導者の養成、スポーツ少年団等の活動支援、総合型スポーツクラブの育成などを推進します。

（２）家庭の教育力の向上

家庭の教育力の向上を図るため、多くの保護者が集まる機会や家庭教育学級等を活用し、家庭教育の知識や子どもとの関わり方、保護者の役割などについて学習する機会、情報の提供を行います。

そのため、各学校・園のPTA研修会、市のPTA連合会の研修会の機会を活用して、家庭教育の知識や子どもとの関わり方、親の役割などについて学習する機会、保護者同士が語り合える機会を設けます。

（３）子育てを支える地域社会の形成

従来から活動している民生委員・児童委員の他、NPOやボランティア団体による活動は、子育て支援において重要な役割を果たしてきており、行政と自発的に活動する市民とが連携することで、子どもや子育て家庭へのきめ細かな支援が可能となるため、ボランティアのための講座や活動の場づくりに努めます。

とくに、子育て支援等を通じた地域への貢献を希望する育児経験豊かな主婦等を効果的に活用することは大切であり、活躍の場や機会づくりを併せて検討します。

さらに、自発的に子育て支援に取り組む活動により、地域の一人ひとりの日々の生活の中における子どもの見守りや子育て家庭を助ける意識につなげ、地域における子育てをお互いが支援し合える気運を醸成していきます。

4. 子育てと仕事の両立支援

(1) 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し

共働き家庭やひとり親家庭が増加する中、子育てについての様々な負担をできるかぎり軽減するため、社会全体で支える環境を整備する必要があります。

また、仕事と生活の調和の実現については、国においては「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」において、労使をはじめ国民が積極的に取り組むとともに、国や地方公共団体が支援すること等により、社会全体の運動として広げていく必要があるとされています。

そのため、本市では、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直しや子ども・子育て支援に取り組む民間団体等と相互に密接に連携し、協力し合いながら、仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に取り組む企業及び民間団体の好事例の情報の収集及び提供などを行い、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備の促進等に努めます。

(2) 事業主の取組の促進

仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び子ども・子育て支援に積極的に取り組む企業の表彰制度や企業の取組を紹介するインターネットへの掲載等仕事と生活の調和を実現している企業の社会的評価の促進に努めます。

(3) ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発の推進

様々な機会を活用して、仕事と生活の調和の重要性に関する市民の理解の促進や仕事と子育てを両立しやすい社会の実現に向けた社会的気運の醸成に努めます。

また、インターネットによる周知・広報等を通じた子育てに関する理解の促進等ワーク・ライフ・バランスに対する意識啓発等を推進します。

併せて、子育てができる働き方の実現のための男性の育児休業の取得促進等職場や地域社会全体への意識啓発等を推進します。

5. 支援を必要とする子どもなどへの支援の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

子どもの生命・身体を脅かす児童虐待については、発生予防、早期発見、早期対応、再発防止のための取り組みが必要です。

養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、地域の子育て支援を活用して虐待を予防するとともに、虐待の早期発見、早期対応に努め、児童相談所の権限や専門性を必要とする場合には、児童相談所による支援を求める等関係機関との連携強化が不可欠です。

①相談体制づくりや関係機関との連携強化

本市における虐待の発生予防、早期発見、早期対応等のために、地域の関係機関の連携および情報収集・共有により支援を行う要保護児童対策協議会の取組の強化に努めます。

具体的には、同協議会に、本市の担当課のほか、児童相談所、保健所、児童委員、保育所及び児童福祉施設、学校、教育委員会、警察、医療機関、NPO、ボランティア等の民間団体等幅広い関係者の参加と更なるネットワーク化を図ります。

また、同協議会の効果的な運営や虐待相談に対する組織的な対応等のため、専門性を有する職員の配置や講習会等への参加等を通じた本市の体制強化及び資質の向上を図ります。

さらに、児童相談所へ適切な援助を求めることや、一時保護等の児童相談所の介入が必要と判断した場合の連絡など、県との連携強化を図ります。

②発生予防、早期発見、早期対応等

虐待の発生予防のため、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関等との連携、乳児家庭全戸訪問事業の実施等を通じて、妊娠、出産及び育児期に養育支援を必要とする子どもや妊婦の家庭を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援訪問事業等の適切な支援につなげていきます。

また、庁内の児童福祉担当部局と母子保健担当部局が緊密な連携を図るとともに、医療機関と市が効果的に情報提供や共有を行うための連携体制の構築を図ります。

さらに、虐待の発生予防、早期発見等のため、児童委員やNPO、ボランティア等の民間団体等を積極的に活用します。

③社会的養護施策との連携

子ども・子育て支援を推進するにあたっては、子育て短期支援事業を実施する児童養護施設等との連携等社会的養護の地域資源の活用にも努めます。

地域の里親や地域分散化を進める児童養護施設等において子どもが健やかに成長するためには、行政、学校、民間団体等の地域の関係機関の理解と協力のほか、里親の開拓や里親支援につながる広報・啓発等における県との連携により、地域の中で社会的養護が行えるような支援体制の整備に努めます。

(2)ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭の自立支援については、子育て短期支援事業、保育及び放課後児童クラブの利用に際しての配慮等の各種支援策を推進するとともに、母子父子自立支援員による生活支援のほか、児童扶養手当や医療費支給等の養育支援、さらには自立支援給付による就業支援や資金貸付等の経済的支援を継続し、総合的な自立支援の推進に努めます。

（３）障がい児施策の充実

障がいのある子どもが地域で共に成長するためには、公的なサービスの充実とともに市民一人ひとりが理解を深め、地域で子どもたちとその家族を温かく見守っていくことが必要です。

そのためには、社会への適切な情報の周知のほか、適切な子育てができるための家族への支援を行うなど体制の整備を図ります。

本市では、障がいの原因となる疾病及び事故の予防、早期発見や治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査や学校における健康診断等を継続して推進します。

また、身近な地域で安心して生活できるよう、保健・医療・福祉・教育等の各種施策の円滑な連携により、在宅支援の充実や就学支援を含めた教育支援体制の整備等の一貫した総合的な取組を推進するとともに、保育所等訪問支援の活用を通して支援の充実に努めます。

広汎性発達障害、学習障害（ＬＤ）、注意欠陥多動性障害（ＡＤＨＤ）等の発達障がいのある子どもについては、専門家等の協力も得ながら一人ひとりの特性に応じた適切な支援等を行なうことが必要です。

そのためには、本人や保護者に対し、十分な情報提供と乳幼児期からの発達相談や就学相談を行い、子どもたちが可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加ができるようを支援します。

併せて、認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、特別支援学校等において、保護者を含めた関係者が必要な支援等について共通理解を深めるとともに、幼稚園教諭、保育士等の資質や専門性の向上を図ることにより、保護者の受容を支え、その後の円滑な支援につなげていきます。

また、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設、放課後児童クラブ等は、関係機関との連携を通して障がい児の受入れを推進します。

６．安心・安全なまちづくりの推進

（１）子どもの安全の確保

警察、保護者、保育士、教師等との連携を密にし、交通事故防止のため、子どもと保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等を通して歩行中の安全な通行方法や交通ルールを理解および交通マナーの向上とともに、交通安全協会の事業として交通安全教育を継続して推進します。

また、保護者等を交えて子どもから見た通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めるほか、通学路の危険箇所の点検・把握やスクールゾーンの設定など、登下校時の交通安全に継続して取り組みます。

さらに、乳幼児の保護者に対して、チャイルドシートの使用効果や正しい使用方法につい

て普及・啓発活動を推進するとともに、チャイルドシートの再利用など利用しやすい環境づくりを進めます。

（２）犯罪等の被害にあわないための環境の整備

子どもを犯罪等の被害から守るため、家庭や地域、学校、警察などが連携して、防犯教室の開催や広報啓発活動、学校施設等の安全の確保を推進します。

また、通学路等のパトロール活動や子どもの緊急避難場所である「子ども110番の家」等の防犯活動を促進するとともに、ボランティア活動等への継続的な支援に努めます。

さらに、子どもが犯罪等の被害に遭わないよう、地域の協力を得ながら、通学路や公園等に防犯灯などの防犯設備の整備・改善を推進します。

（３）子育てを支援する生活環境の整備

子どもや乳幼児連れの家族などすべての人が安全に安心して通行できる道路環境を整備するとともに、安心して外出できるよう道路、公園、公共交通機関、公共施設等のバリアフリー化を進めます。

また、公共施設において、ベビーベッド、ベビーチェア、子どもサイズの便器、授乳室の設置など、子どもや乳幼児連れの保護者が安心・快適に利用できるトイレ等の改修整備を推進します。

引き続き、子育てに適した安全で快適なファミリー向け住宅の供給に努めます。

さらに、子どもや親子が安心して遊べる公園等の改修や遊具等を含めた維持・管理に努めます。

７．計画の推進体制

（１）関係機関等との連携

本市においては、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を提供するため、円滑な事務の実施を含め庁内関係部局間の密接な連携を図るとともに、県との間においても、必要な情報を共有し、共同で指導監督を行う等相互に密接な連携を図ります。

また、住民が希望する保育ニーズに応えられるよう、市町域を超えた利用を想定して、近接する市町と連携を図り、迅速に調整等が行われるように努めます。

さらに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、地域の実情に応じて計画的な基盤整備を行うため、行政と教育・保育施設の実施主体等が相互に連携し、協働しながら取組を進めていきます。

一方、子ども・子育て支援において地域の中核的な役割を担う認定こども園、幼稚園及び保育所は、地域子ども・子育て支援事業の実施主体と、また子ども・子育て支援を行う実施主体同士も密接な連携が必要であり、本市においてはそのための支援に努めます。

また、保育を利用する子どもが小学校就学後に円滑に放課後児童クラブを利用できるよう、相互の連携に努めます。

（２）計画の達成状況の点検・評価

本市では、「安来市子ども・子育て推進会議」において、各年度における「子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の実施状況等（教育・保育施設の認可等の状況を含む。）について点検、評価し、この結果を公表します。

併せて、事業計画においては、利用者の視点に立った指標を設定し、評価にあたっては、個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価していきます。

また、必要に応じ、計画期間の中間年を目安として、計画の見直しを実施するとともに、計画の進捗状況等はホームページ等で公表します。

【個別事業の進捗状況(アウトプット)対象指標】

- 教育・保育施設の提供量(確保方策)
- 地域子ども・子育て支援13事業の提供量(確保方策)

【計画全体の成果(アウトカム)対象指標】

- 「安来市は子育てしやすいまち」に対する評価を、今回調査結果との比較を行い、計画全体の評価対象とする。